

食安発第0325002号  
平成16年3月25日

各 

|         |
|---------|
| 都道府県知事  |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長    |

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

「栄養機能食品」への3成分（亜鉛、銅及びマグネシウム）追加等について

国民の健康に対する関心が高まり、多種多様な特性を持つ食品が流通している中で、消費者に対して正しい情報提供を行い、消費者がその食品の特性を十分理解し自らの判断に基づき食品の選択を行うことができるようにすることを目的として、平成13年4月1日に保健機能食品制度が創設された。

この保健機能食品制度のうち、厚生労働大臣が定める規格基準に従って特定の栄養成分の機能の表示を行う「栄養機能食品」については、14のビタミン・ミネラルの規格基準が制度施行時に設定されたが、規格基準が設定されなかった残りのビタミン・ミネラルについても、「可能なものから順次規格基準を設定すべく、引き続き検討することが必要である」とされていたところである。

今般、この検討を踏まえ、平成16年3月25日付けで、健康増進法施行規則の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第37号。以下「改正省令」という。）栄養機能食品の表示に関する基準の一部を改正する件（平成16年厚生労働省告示第125号。以下「改正栄養機能食品表示基準」という。）及び栄養表示基準の一部を改正する件（平成16年厚生労働省告示第126号。以下「改正栄養表示基準」という。）がそれぞれ公布され、「栄養機能食品」及び「栄養成分の補給ができる旨の表示」の対象となる栄養成分に、同年4月1日から亜鉛、銅及びマグネシウムの3成分が追加されることとなったところである。その改正内容等は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内関係者等に対する周知徹底を始め、その運用に当たっては遺漏なきようお願いする。

また、運用に当たっての留意点等について、別途、通知することとしている。

記

1. 「栄養機能食品」の対象成分の追加

「栄養機能食品」に亜鉛、銅及びマグネシウムを追加する（亜鉛、銅及びマグネシウムの機能表示を追加する）に当たって、その表示の基準を下記のとおり定めること。（「改正栄養表示基準」及び「改正栄養機能食品表示基準」関係）

| 栄養成分   | 上限・下限量     | 機能表示   | 注意事項  |
|--------|------------|--|---|
| 亜鉛     | 3mg～15mg   | <p>亜鉛は、味覚を正常に保つのに必要な栄養素です。</p> <p>亜鉛は、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p> <p>亜鉛は、たんぱく質・核酸の代謝に関与して、健康の維持に役立つ栄養素です。</p> | <p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。亜鉛の摂りすぎは、銅の吸収を阻害するおそれがありますので、過剰摂取にならないよう注意してください。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p> |
| 銅      | 0.5mg～5mg  | <p>銅は、赤血球の形成を助ける栄養素です。</p> <p>銅は、多くの体内酵素の正常な働きと骨の形成を助ける栄養素です。</p>  | <p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>  |
| マグネシウム | 80mg～300mg | <p>マグネシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です。</p> <p>マグネシウムは、多くの体内酵素の正常な働きとエネルギー産生を助けるとともに、血液循環を正常に保つのに必要な栄養素です。</p>         | <p>本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。多量に摂取すると軟便（下痢）になることがあります。一日の摂取目安量を守ってください。乳幼児・小児は本品の摂取を避けてください。</p>                         |

## 2. 「栄養成分の補給ができる旨の表示」の対象成分の追加

栄養成分のうち、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして、亜鉛、銅及びマグネシウムを追加する（「改正省令」関係）とともに、「栄養成分の補給ができる旨の表示」（高い旨の表示、含む旨の表示、強化された旨の表示）が行える基準を下記のとおり定めること（「改正栄養表示基準」関係）。

| 栄養成分   | 高い旨の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上であること                    |         | 含む旨又は強化された旨の表示をする場合は、次のいずれかの基準値以上であること            |         |
|--------|---|---------|---|---------|
|        | 食品 100g 当たり<br>( ) 内は、一般に飲用に供する液状で食品 100ml 当たりの場合 | 100kcal | 食品 100g 当たり<br>( ) 内は、一般に飲用に供する液状で食品 100ml 当たりの場合 | 100kcal |
| 亜鉛     | 3.0 mg ( 1.5 mg )                                 | 1.0 mg  | 1.5 mg ( 0.8 mg )                                 | 0.5 mg  |
| 銅      | 0.5 mg ( 0.25 mg )                                | 0.18 mg | 0.27 mg ( 0.14 mg )                               | 0.09 mg |
| マグネシウム | 75mg ( 38 mg )                                    | 25 mg   | 38mg ( 19 mg )                                    | 13mg    |